

平成29年7月4日

保護者様

京都市立大原野小学校
校長 岩田 聖次

台風・地震等に対する非常措置についてのお知らせ

平素は本校教育推進にご理解・ご協力をいただきましてありがとうございます。

本校におきましては、台風等により京都市に「暴風警報」「特別警報」が発令された場合や、京都市に震度5弱以上の地震があった場合は以下の措置をとらせていただきます。

今後、地震（震度5弱以上）が起こったり、台風が接近したりすることがありましたら、テレビ・ラジオ等の報道に注意していただきますようお願ひいたします。（「大雨警報」や「洪水警報」の場合は、休業とはいたしません。）

京都市に「暴風警報」「特別警報」が発令された場合

☆登校前に「暴風警報」「特別警報」が発令された場合は・・・

(1) 「暴風警報」「特別警報」が解除されるまでは、登校を見合わせ、自宅待機させてください。

(2) 「暴風警報」が解除された場合については、以下の措置をとります。

- ・午前7時までに解除になった場合……平常授業
- ・午前9時までに解除になった場合……3校時（10時45分）から始業
- ・午前11時までに解除になった場合…5校時（13時45分）から始業
※給食は中止
- ・午前11時現在、警報発令中の場合…臨時休業

(3) 「特別警報」が解除された場合については、以下の措置を取ります。

○午前0時（夜中の12時）までに解除になった場合

⇒ 次の日は5校時（13時45分）から始業（給食は中止）

ただし・・・・

午前0時（夜中の12時）現在、警報発令中の場合 ⇒ 次の日は臨時休業

京都市に震度5弱以上の地震が発生した場合

【ケース1】下校後から翌日の登校までに、震度5弱以上の地震が発生した時
⇒次の登校日は登校せず臨時休業とします。

【ケース2】休業日、休業前日に震度5弱以上の地震が発生した時

⇒原則として休業明けの登校日は臨時休業とします。

（例：金曜日の下校後に震度5弱以上の地震が発生した場合、次の月曜日は休業とする。ただし、安全が確保でき、授業を実施する場合は、メール配信・ホームページ・校門掲示により授業を実施する旨を連絡します。）

在校中に発令（「暴風警報」「特別警報」）・発生（震度5弱以上の地震）した場合



途中で授業を中止し、臨時休業とします。

下校の安全が確認できるまで、学校に留め置くこととし、その後集団下校をします。

ただし、家庭環境調査票の「下校方法」を「保護者が迎えに来る」を選んだ方については学校待機となりますので、できるだけ早く迎えに来てください。

なお、集団下校での帰宅も危険な場合は、保護者の方と連絡がとれるまで児童全員を学校にて留め置くこととします。



**下校の安全が確認されてからメール配信、ホームページ等で
保護者の方のお迎えを要請します。**

(注)

- ・「暴風警報」や「特別警報」などの対象地域の名称が、**京都市**と呼ばれる場合が多いですが、**京都府南部**や**京都・亀岡地域**と報道される場合もあります。
- ・給食の準備が進んでいる時は、給食を食べてから下校する場合があります。
- ・暴風警報の発令が予想される日は、その日の保護者の方の動き（家に在宅、外出するが○時に帰宅する、など）をお子さんとお確かめください。
- ・「特別警報」「暴風警報」発令に十分注意してください。
- ・臨時休業とした場合、登校の再開日は学校及び近隣の被災状況を確認の上、改めて、メール配信・ホームページでお知らせします。
- ・緊急時の下校方法（学校待機か集団下校で帰宅か）については、家庭環境調査票をもとに判断します。

☆ P T A メール配信の登録（無料）がまだお済みでない方は、登録をおすすめします。詳しい方法等は、4月にP T Aより配布された「メール配信登録のご案内」をご覧ください。紛失等で案内が必要な場合は、遠慮なく学校までお知らせください。